

10 寄付金・共同募金等

自治会へ、集金の協力をお願いしている募金や会費について紹介します。

寄付金・共同募金等の納付については、あくまでも任意となりますが、お寄せいただいた寄付金等は、皆様の身近なサービス向上のために貴重な財源として活用させていただいておりますので、ぜひ御協力をお願いいたします。

令和6年度 会費・寄付金・共同募金等一覧表

種類	金額 (一世帯あたり・年額)	納期	所管課・団体名
日本赤十字社会費	500円	7月31日(水)	袋井市役所 市民生活部 しあわせ推進課 社会福祉係 44-3121
袋井市社会福祉協議会会費	500円	7月31日(水)	袋井市 社会福祉協議会 総務企画係 42-7914
赤い羽根共同募金	(目安額) 240円程度	10月31日(木)	
歳末たすけあい募金	(目安額) 120円程度	12月10日(火)	

社費等の名称	日本赤十字社会費
社費の金額	一世帯あたり：年額500円
制度の概要	<p>1 目的 日本赤十字社が行う諸活動のための事業資金とします。</p> <p>2 事業活動 災害救護、国際活動、救急法・水上安全法・幼児安全法等の講習、血液事業、医療事業、赤十字奉仕団、社会福祉事業等 ※日本赤十字社は、会費（年額500円）を主たる財源として活動しています。</p> <p>3 取りまとめ方法 自治会単位で取りまとめていただき、指定振込用紙にて、最寄りの金融機関へお振込み願います。</p>
担当部署	袋井市役所 市民生活部 しあわせ推進課 社会福祉係 電話 44-3121 FAX 43-6285 E-mail shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp

会費等の名称	袋井市社会福祉協議会会費
会費の金額	一世帯あたり：年額500円
制度の概要	<p>1 目的 社会福祉協議会は、市内全世帯が会員となり、市民の皆さんが主体となって「福祉のまちづくり」を推進する民間団体で、「誰もが安心して暮らせる福祉のまち」づくりを目指しています。 皆様からの会費は、社会福祉協議会が行う住民が主体となった地域福祉推進事業や、高齢者や障がい者等要援護者への在宅福祉事業、市民全体を対象とした福祉活動の貴重な財源となっています。</p> <p>2 事業活動 総務事業、福祉教育事業、地域福祉推進事業、在宅福祉推進事業、福祉相談事業、ボランティアセンター活動事業等</p> <p>3 取りまとめ方法 自治会単位で取りまとめていただき、指定振込用紙にて、最寄りの金融機関へお振り込み願います。</p>
担当部署	袋井市社会福祉協議会 総務企画係 電話 42-7914 FAX 43-6305 E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp

<p>募金等の名称</p>	<p>赤い羽根共同募金</p>
<p>募金の金額</p>	<p>(目安額) 一世帯あたり：年額240円程度</p>
<p>制度の概要</p>	<p>1 概要 共同募金は、社会福祉法に規定されている民間の募金活動です。日本では1947年(昭和22年)から始まり、75年以上の歴史をもつ募金活動であり、毎年1回、厚生労働大臣の告示によって、北海道から沖縄まで全国一斉に行われています。 共同募金は、民間の社会福祉の資金として使われており、広域的には、社会福祉施設や県域で活動している団体に配分され、市区町村においては、社会福祉協議会や小地域の様々な福祉活動団体、自治会などに配分されています。 袋井市では、市内の地域福祉活動や福祉団体の活動、子どもの遊び場等の設置補助、高齢者福祉活動等の推進をしていくための貴重な財源となっています。</p> <p>2 募金の種類 戸別募金、特別募金(企業・商店・団体・個人)、学校募金、職域募金、街頭募金ほか</p> <p>3 配分対象 (1) 社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等(地区民協、自治会を含む小地域活動団体など) ※営利を目的とするものや介護保険事業等は対象外 ア 配分対象団体が、高齢者・障がい者・児童など地域福祉サービスを必要とする要援護者に対する、ネットワークづくり活動などの事業に対する配分 イ 施設利用者やサービスを受ける人の生活や処遇の向上を目的とする備品整備及び建物整備等に対する配分 (2) 社会福祉協議会の行う福祉事業 地域福祉推進事業、高齢者福祉事業、障がい者福祉事業、ボランティア事業、福祉教育推進事業、福祉啓発事業等</p> <p>4 取りまとめ方法 自治会単位で取りまとめていただき、指定振込用紙にて、最寄りの金融機関へお振込み願います。</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市社会福祉協議会 総務企画係 電話 42-7914 FAX 43-6305 E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp</p>

<p>募金等の名称</p>	<p>歳末たすけあい募金</p>
<p>募金の金額</p>	<p>(目安額) 一世帯あたり：年額120円程度</p>
<p>制度の概要</p>	<p>1 概要 歳末たすけあい募金運動は、共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期(年末)に、地域住民の皆様や市内の企業・商店、福祉関係団体の協力のもと、実施しています。 募金は、民生委員児童委員に御協力いただき、袋井市内で生活に困っている方や援助・支援を必要とする方に、少しでも温かい気持ちで年の瀬を過ごすことができるよう、配分をしています。</p> <p>2 募金の種類 戸別募金、特別募金(企業・商店・団体・個人)、職域募金、街頭募金 ほか</p> <p>3 配分 「歳末たすけあい募金見舞金」として、市内在住の世帯全員が住民税非課税で、生活保護世帯を除く、失業・低収入・病気・高齢・多子・災害・事故等が原因で不安定な生活をしており、援助・支援を必要とする世帯に配分しています。 なお、配分額は、申請者の家族構成や集まった募金額、申請者数によって異なります。</p> <p>4 取りまとめ方法 自治会単位で取りまとめていただき、指定振込用紙にて、最寄りの金融機関へお振込み願います。</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市社会福祉協議会 総務企画係 電話 42-7914 FAX 43-6305 E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp</p>